二百九	その他の身の回り品卸売業
二百十	その他の農畜産物・水産物卸売業
二百十一	その他の化学製品卸売業
二百十二	石油卸売業
二百十三	鉄鋼粗製品卸売業
二百十四	鉄スクラップ卸売業
二百十五	非鉄金属スクラップ卸売業
二百十六	その他の産業機械器具卸売業
二百十七	陶磁器・ガラス器卸売業
二百十八	肥料・飼料卸売業
二百十九	スポーツ用品卸売業
二百二十	娯楽用品・がん具卸売業
二百二十一	ジュエリー製品卸売業
二百二十二	他に分類されないその他の卸売業
二百二十三	婦人服小売業
二百二十四	子供服小売業
二百二十五	靴小売業
二百二十六	履物小売業（靴を除く）
二百二十七	かばん・袋物小売業
二百二十八	洋品雑貨・小間物小売業
二百二十九	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
二百三十	酒小売業
二百三十一	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
二百三十二	自転車小売業
二百三十三	その他の機械器具小売業
二百三十四	宗教用具小売業
二百三十五	陶磁器・ガラス器小売業
二百三十六	肥料・飼料小売業
二百三十七	ガソリンスタンド
二百三十八	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
二百三十九	新聞小売業
二百四十	紙・文房具小売業
二百四十一	スポーツ用品小売業
二百四十二	がん具・娯楽用品小売業
二百四十三	たばこ・喫煙具専門小売業
二百四十四	ジュエリー製品小売業
二百四十五	他に分類されないその他の小売業
二百四十六	不動産管理業
二百四十七	スポーツ・娯楽用品賃貸業
二百四十八	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
二百四十九	貸衣しょう業（別掲を除く）
二百五十	他に分類されない専門サービス業
二百五十一	建築設計業
二百五十二	測量業
二百五十三	商業写真業
二百五十四	ボウリング場
二百五十五	カラオケボックス業
二百五十六	娯楽に附帯するサービス業（場外車券売場，場外馬券売場，場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）
二百五十七	自動車一般整備業
二百五十八	その他の自動車整備業
二百五十九	履物修理業
二百六十	複写業
二百六十一	警備業

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。